

地方自治法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 地方自治法施行令の一部改正

- 一 診療所の病床設置許可等に係る事務・権限を、指定都市の市長が行うものとする。
- 二 その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日等

- 一 この政令は、平成二十九年四月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)
- 二 その他所要の経過措置を規定するものとする。 (附則第二条関係)